

# 入札契約制度について（概要）

## ① 建設工事の入札方法

| 内 容                                                                                                                                                |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 建設工事の入札にあたっては、原則、制限付一般競争入札のみとします。                                                                                                                  |  |
| <b>○制限付一般競争入札</b>                                                                                                                                  |  |
| (1)原則として入札に付すもの全て(但し、下記のものとは除く場合があります。)                                                                                                            |  |
| ・ 予定価格 200 万円以下                                                                                                                                    |  |
| ・ 災害復旧等緊急を要する場合                                                                                                                                    |  |
| ・ 特殊、専門的な工事で対象が限定されている場合                                                                                                                           |  |
| (2)目安として 5 億円未満は地域制限を付することとします。                                                                                                                    |  |
| ・ 市内業者限定、県内業者限定など                                                                                                                                  |  |
| (3)応札可能対象者数は、①伊丹市内に本店を有する業者、②伊丹市内に支店を有する業者、③市外業者の順に応札可能業者数をカウントし、10 者以上（ただし、当面の間、設計金額が 3 千万円以上の工事については 15 者以上）となるように制限を設定します。なお、上記の定数に満たない場合は除きます。 |  |
| <b>○指名競争入札</b>                                                                                                                                     |  |
| 制限付一般競争入札に付せない案件とします。                                                                                                                              |  |

## ② 入札に係る予定価格等の公表

| 内 容    |             |                           |  |
|--------|-------------|---------------------------|--|
| 工<br>事 | 予 定 価 格     | 入札案件全てを事前公表               |  |
|        | 最 低 制 限 価 格 | 入札案件全てを事前公表               |  |
|        | 参 加 者 名     | 入札案件全てを事後公表               |  |
| 委<br>託 | 予 定 価 格     | 入札案件全てを事前公表               |  |
|        | 最 低 制 限 価 格 | 建設工事に係るコンサルタント業務等に設定し事前公表 |  |
|        | 参 加 者 名     | 入札案件全てを事後公表               |  |

## ③ 建設工事の入札に係る最低制限価格の算定方法

入札に付す建設工事は原則として全て最低制限価格を設定します。令和 5 年 1 月以降の算定方法は以下のとおりとします。また、解体工事についても原則として最低制限価格を設定します。

$$\text{最低制限価格等（税抜）} = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.68$$

※直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は、いずれも税抜で、予定価格（税抜）算出の基礎となった額とします。

※算出した額に 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

※算出した額が予定価格（税抜）の 10 分の 9.2 を超える場合は、予定価格（税抜）の 10 分の 9.2 とし、予定価格（税抜）の 10 分の 7.5 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 10 分の 7.5（それぞれ 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額）とします。

最低制限価格等（税込）は、上記算定額に 100 分の 110 を乗じて得た額とします。

#### ④ コンサルタント業務等の入札に係る最低制限価格の算定方法

入札に付す建設工事に係るコンサルタント業務等については、原則として下記の業種ごとに定める算定方法に基づき最低制限価格を設定します。令和 6 年 10 月以降の算定方法は以下のとおりとします。

下表の業種区分ごとに、①～④の合算額とします。

| 業種区分          | ①       | ②           | ③              | ④            | 設定範囲              |
|---------------|---------|-------------|----------------|--------------|-------------------|
| 測量業務          | 直接測量費の額 | 測量調査費の額     | 諸経費の額×0.5      | —            | 予定価格（税抜）の 60～82%  |
| 建築コンサルタント業務   | 直接人件費の額 | 特別経費の額      | 技術料等経費の額×0.6   | 諸経費の額×0.6    | 予定価格（税抜）の 60～81%  |
| 土木コンサルタント業務   | 直接人件費の額 | 直接経費の額      | その他原価の額×0.9    | 一般管理費等の額×0.5 | 予定価格（税抜）の 60～81%  |
| 地質調査業務        | 直接調査費の額 | 間接調査費の額×0.9 | 解析等調査業務費の額×0.8 | 諸経費の額×0.5    | 予定価格（税抜）の 2/3～85% |
| 補償関係コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額      | その他原価の額×0.9    | 一般管理費等×0.5   | 予定価格（税抜）の 60～81%  |

※上表①～④の合算額に 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

※上表①～④の合算額が業種区分ごとに定める設定範囲を超える場合はその上限値を、設定範囲を下回る場合はその下限値をそれぞれ最低制限価格とします。この場合、その値に 1 万円未満の端数が生じる場合、その端数を切り捨てた額とします。

※業種区分が複数にまたがる案件については、業種区分ごとに前述の規定により最低制限価格を算出し、その合算額によることとします。

※積算の根拠となる額が、上表中①から④に明確に区分されていないものについては、予定価格（税抜）の 10 分の 6 から 10 分の 8.5 までの範囲内で適宜の割合で定めるものとします。

最低制限価格等（税込）は、上記算定額に 100 分の 110 を乗じて得た額とします。